

大東市監告示第5号

定期監査結果に対する措置の状況について

平成24年度定期監査の結果に対し、各執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成25年3月29日

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 三 ツ 川 武

## 定期監査結果に対する措置の状況

**水道局水道部 総務課、お客さまセンター、施設課**  
**市長部局水道部 下水道課**

<b>①</b>	<b>監査委員 指摘事項</b>
	<p>水道事業ならびに下水道事業ともに各種関係団体に加入し、会費としての負担金を支出している。団体からは制度や技術に関する最新情報が提供されるとともに、職員に対する研修や事業者への講習等が実施され、事業の健全な発展に寄与されているところである。しかしながら各種団体の決算状況を確認したところ、多額の繰越金や積立金を保有する団体があった。団体が資金を内部留保したまま、毎年同じように会費を徴収し続けることは、公金支出の必要性に疑問を生じさせるものである。団体側に対して、繰越金対策を行うよう申し入れをされたい。</p>
	<b>総務課、下水道課 措置状況</b>
	<p>事業の見直し等の取り組みが行われ、負担金の減額をされている団体もあります。今後、他団体においてもそのような取り組みが進められるよう、申し入れてまいりたいと考えております。</p>
<b>②</b>	<b>監査委員 指摘事項</b>
	<p>水道事業においては、工事分野では競争入札を基本として適正な契約事務が行われていた。しかしながら業務委託の分野にあっては、尚、随意契約が主流を占めており、競争入札を導入・拡大して改革を進めている市長部局との間に差が生じつつある。水道事業は公営企業として市長から独立して財務権限を執行しており、より適正・妥当な権限行使が求められるところである。本市の水道事業は、これまで昭和63年4月に中小企業等協同組合法に基づいて市内事業者が出資して設立、運営している大東市指定管工事業協同組合と市民サービスの充実を図るため緊急時の対応にかかる業務等について協働関係を保ちながら、職員削減による人件費の圧縮等を行い強固な経営基盤を構築してきた。しかし今年度の同組合との業務委託は随意契約の方法によるものになっており、今後は中小企業等協同組合法の趣旨・目的に沿った対応が望まれるところである。現在、水道事業におかれては、一部の委託業務において総合評価落札方式等の新たな契約方法の導入を進め、その改善に努力されているところであるが、業務委託分野全般にわたる契約事務の改革に取り組み、尚一層の効率性・透明性の向上を図られたい。</p>
	<b>総務課、お客さまセンター、施設課 措置状況</b>
	<p>水道事業は、安全で安心な水を安定的に供給するという使命を担っております。そのため、業務を委託する場合にあっては良質な施行が確保できること、地域の実情等に対応できること等が求められます。一方で、契約手続きの執行は公正な競争の実現も求められています。今後もこれらを踏まえ、適正な契約手続きを執行してまいります。</p>